

日本総合健診医学会 第 48 回大会

宿泊のご案内

この度「日本総合健診医学会 第 48 回大会」にご参加いただきます皆様方の宿泊を株式会社阪急交通社にて、斡旋させていただくことになりました。

宿泊をご希望される方は以下のご案内を一読いただき、別紙「宿泊申込書」に必要事項をご記入の上、FAX または e メールにてお申込みくださいますようお願い申し上げます。

宿泊施設のご案内

* 下記表記載の宿泊代金は、1 泊お 1 人様あたり税金・サービス料込の料金です。

設定期間：2020 年 2 月 6 日（木）・7 日（金） ※6 日は前泊となります。

No.	施設名	旅行代金/部屋タイプ				アクセス	
		シングル朝食付		ツイン朝食付		会場	駅まで
1	新宿ワシントンホテル	AS	13,300 円	AT	10,000 円	徒歩 5 分	新宿駅 徒歩 8 分（地下直結） 都庁前駅 徒歩 5 分
2	京王プレッソイン	BS	14,500 円	-	-	徒歩 6 分	新宿駅 徒歩 10 分 都庁前駅 徒歩 5 分
3	京王プラザホテル	CS	36,000 円	CT	18,000 円	会場ホテル	新宿駅 徒歩 5 分 都庁前駅 B1 出口すぐ

* 宿泊は（株）阪急交通社が企画・実施する「募集型企画旅行」です。旅行条件書を必ずお読みいただき、してからお申してください。

* 最少催行人員 1 名

* 添乗員は同行しません。

* 部屋数に限りがございますので、ご希望に添えない場合もございます。予めご了承ください。

申込み方法

別紙の「宿泊申込書」に必要事項をご記入いただき、期日までに以下までお送りください。

株式会社 阪急交通社 法人団体営業部 東日本営業部 教育旅行課
日本総合健診医学会第 48 回大会 宿泊受付係

E メールアドレス：jhep48_hotel@hei.hankyu.co.jp

FAX：03-6745-7371

申込期限：2019 年 12 月 20 日（金）

入金期限：2019 年 12 月 25 日（水）

旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）

一般社団法人日本旅行業協会保証会員

社名 株式会社阪急交通社

第1章 総則

（適用範囲）

- 第1条 当社が旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約（以下「募集型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令、又は一般に確立された慣習によります。
2. 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（用語の定義）

- 第2条 この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地、及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送、又は宿泊のサービスの内容、並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
2. この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
3. この部で「通信契約」とは、当社が、当社、又は当社の募集型企画旅行を、当社を代理して販売する会社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを受けて締結する募集型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権、又は債務を、当該債権、又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ、当該募集型企画旅行契約の旅行代金等を第12条第2項、第16条第1項後段、第19条第2項に定める方法により支払うことを内容とする募集型企画旅行契約をいいます。
4. この部で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち、当社、又は当社の募集型企画旅行を、当社を代理して販売する会社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス、又は電話機（以下「電子計算機等」といいます。）と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいいます。
5. この約款で「カード利用日」とは、旅行者、又は当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払、又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

（旅行契約の内容）

- 第3条 当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

（手配代行者）

第4条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部、又は一部を本邦内、又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第2章 契約の締結

（契約の申込み）

第5条 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。」）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2. 当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項（以下次条において「会員番号等」といいます。）を当社に通知しなければなりません。
3. 第1項の申込金は、旅行代金、又は取消料、若しくは違約料の一部として取り扱います。
4. 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。
5. 前項の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

（電話等による予約）

第6条 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前条第1項、又は第2項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出、又は会員番号等を通知しなければなりません。

2. 前項の定めるところにより申込書と申込金の提出があったとき、又は会員番号等の通知があったときは、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
3. 旅行者が第1項の期間内に申込金を提出しない場合、又は会員番号等を通知しない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います。

（契約締結の拒否）

第7条 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

- （1）当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。
- （2）応募旅行者数が募集予定数に達したとき。
- （3）旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- （4）通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部、又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- （5）旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

- (6) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (7) 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (8) その他当社の業務上の都合があるとき。

(契約の成立時期)

第8条 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。

- 2. 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

(契約書面の交付)

- 第9条 当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件、及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。
- 2. 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

(確定書面)

- 第10条 前条第1項の契約書面において、確定された旅行日程、運送、若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関、及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。
- 2. 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速、かつ、適切にこれに回答します。
 - 3. 第1項の確定書面を交付した場合には、前条第2項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

(情報通信の技術を利用する方法)

- 第11条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件、及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面、又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。
- 2. 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

（旅行代金）

第12条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

2. 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

第3章 契約の変更

（契約内容の変更）

第13条 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全、かつ、円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由、及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

（旅行代金の額の変更）

第14条 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金（以下この条において「適用運賃・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の変化等により、募集型企画旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額、又は減額される場合においては、当社は、その増額、又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができます。

2. 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。
3. 当社は、第1項の定める適用運賃・料金の減額がなされるときは、同項の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
4. 当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少、又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
5. 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

（旅行者の交替）

第15条 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。

2. 旅行者は、前項に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。
3. 第1項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該募集型企画旅行契約に関する一切の権利、及び義務を承継するものとします。

第4章 契約の解除

(旅行者の解除権)

第16条 旅行者は、いつでも別表第1に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして取消料の支払いを受けます。

2. 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。
 - (1) 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第2上欄に掲げるものその他に重要なものであるときに限ります。
 - (2) 第14条第1項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - (3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全、かつ、円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - (4) 当社が旅行者に対し、第10条第1項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
 - (5) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
3. 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき、又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。
4. 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

(当社の解除権等－旅行開始前の解除)

第17条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。

- (1) 旅行者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- (3) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (4) 旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (5) 旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。

- (6) スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
 - (7) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全、かつ、円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - (8) 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部、又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
 - (9) 旅行者が第7条第5号から第7号までのいずれかに該当することが判明したとき。
2. 旅行者が第12条第1項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者は、当社に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。
3. 当社は、第1項第5号に掲げる事由により募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては13日目（日帰り旅行については、3日目）に当たる日より前に、海外旅行にあっては23日目（別表第1に規定するピーク時に旅行を開始するものについては33日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知します。

（当社の解除権－旅行開始後の解除）

第18条 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することがあります。

- (1) 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - (2) 旅行者が旅行を安全、かつ、円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者、又は同行する他の旅行者に対する暴行、又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全、かつ、円滑な実施を妨げるとき。
 - (3) 旅行者が第7条第5号から第7号までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - (4) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
2. 当社が前項の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
3. 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

（旅行代金の払戻し）

第19条 当社は、第14条第3項から第5項までの規定により旅行代金が減額された場合、又は前3条の規定により募集型企画旅行契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあ

っては解除の翌日から起算して7日以内に、減額、又は旅行開始後の解除による払戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻します。

2. 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であつて、第14条第3項から第5項までの規定により旅行代金が減額された場合、又は前3条の規定により通信契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従つて、旅行者に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあつては解除の翌日から起算して7日以内に、減額、又は旅行開始後の解除による払戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者に対し払い戻すべき額を通知するものとし、旅行者に当該通知を行った日をカード利用日とします。
3. 前2項の規定は第27条、又は第30条第1項に規定するところにより旅行者、又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

(契約解除後の帰路手配)

- 第20条 当社は、第18条第1項第1号、又は第4号の規定によつて旅行開始後に募集型企画旅行契約を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。
2. 前項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

第5章 団体グループ契約

(団体グループ契約)

- 第21条 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

(契約責任者)

- 第22条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
2. 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
 3. 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務、又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
 4. 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

第6章 旅程管理

(旅程管理)

第 2 3 条 当社は、旅行者の安全、かつ、円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1) 旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

(当社の指示)

第 2 4 条 旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全、かつ、円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

(添乗員等の業務)

第 2 5 条 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて第 2 3 条各号に掲げる業務その他当該募集型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部、又は一部を行わせることがあります。

- 2. 前項の添乗員その他の者が同項の業務に従事する時間帯は、原則として 8 時から 2 0 時までとします。

(保護措置)

第 2 6 条 当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

第 7 章 責任

(当社の責任)

第 2 7 条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社、又は当社が第 4 条の規定に基づいて手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意、又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

- 2. 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社、又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 3. 当社は、手荷物について生じた第 1 項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあつては 1 4 日以内に、海外旅行にあつては 2 1 日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者、1 名につき 1 5 万円を限度（当社に故意、又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

（特別補償）

第28条 当社は、前条第1項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、別紙特別補償規程で定めるところにより、旅行者が募集型企画旅行参加中にその生命、身体、又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金、及び見舞金を支払います。

2. 前項の損害について当社が前条第1項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
3. 前項に規定する場合において、第1項の規定に基づく当社の補償金支払義務は、当社が前条第1項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金（前項の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。）に相当する額だけ縮減するものとします。
4. 当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。

（旅程保証）

第29条 当社は、別表第2上欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます。）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表下欄に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第27条第1項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

（1）次に掲げる事由による変更

- イ. 天災地変
- ロ. 戦乱
- ハ. 暴動
- ニ. 官公署の命令
- ホ. 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- ヘ. 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- ト. 旅行参加者の生命、又は身体の安全確保のため必要な措置

（2）第16条から第18条までの規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

2. 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1募集型企画旅行につき旅行代金に15%以上の当社が定める率を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
3. 当社が第1項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第27条第1項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、旅行者は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

(旅行者の責任)

- 第30条 旅行者の故意、又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。
2. 旅行者は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
3. 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者、又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

第8章 弁済業務保証金

(弁済業務保証金)

- 第31条 当社は、一般社団法人日本旅行業協会（東京都千代田区霞ヶ関3丁目3番3号）の保証社員になっております。
2. 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者、又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人日本旅行業協会が供託している弁済業務保証金から200,000,000円に達するまで弁済を受けることができます。
3. 当社は、旅行業法第22条の10第1項の規定に基づき、一般社団法人日本旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第7条第1項に基づく営業保証金は供託しておりません。

別表 第1 取消料（第16条第1項関係）

1. 国内旅行に係る取消料

区 分			取 消 料
-1	次項及び第3項以外の募集型企画旅行契約		
	イ.	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20日目（日帰り旅行にあっては10日目）に当たる日以降に解除する場合（口から木までに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
	ロ.	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7日目に当たる日以降に解除する場合（ハから木までに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内
	ハ.	旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
	ニ.	旅行開始当日に解除する場合（木に掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
	ホ.	旅行開始後の解除、又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

-2	航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の条件（以下「航空券取消条件」といいます。）及び金額を明示したもの（次項に掲げる旅行契約を除く。）		
	イ.	旅行契約締結後に解除する場合（ロからへに掲げる場合を除く。）	旅行契約を解除した時点において航空券取消条件を適用した場合の航空券取消料等の額（以下「旅行契約解除時の航空券取消料等」といいます。）以内
	ロ.	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目（日帰り旅行にあつては 10 日目）に当たる日以降に解除する場合（ハからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
	ハ.	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降に解除する場合（ニからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 30%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
	ニ.	旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の 40%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
	ホ.	旅行開始当日に解除する場合（へに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
	へ.	旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内
-3	貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約		当該船舶に係る取消料の規定によります。

- 備考（１）取消料の金額は、契約書面に明示します。
- （２）本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第 2 条第 3 項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

- （３）第２項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。

２．海外旅行に係る取消料

区 分			取 消 料
-1	本邦出国時、又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約、並びに本邦外を出発地、及び到着地とする募集型企画旅行契約（次項から第４項に掲げる旅行契約を除く。）		
	イ.	旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって４０日目に当たる日以降に解除するとき（ロからニまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の１０％以内
	ロ.	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって３０日目に当たる日以降に解除する場合（ハ、及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の２０％以内
	ハ.	旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の５０％以内
	ニ.	旅行開始後の解除、又は無連絡不参加の場合	旅行代金の１００％以内
-2	本邦出国時又は帰国時に、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消条件及び航空券取消料等の金額を明示したもの（次項に掲げる旅行契約を除く。）		
	イ.	旅行契約締結後に解除する場合（ロからホに掲げる場合を除く。）	旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内
	ロ.	旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって４０日目に当たる日以降に解除するとき（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の１０％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
	ハ.	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって３０日目に当たる日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の２０％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
	ニ.	旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の５０％又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
	ホ.	旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の１００％以内
-3	貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約		

	イ.	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 90日目に当たる日以降に解除する場合（口から二までに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
	ロ.	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ、及び二に掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
	ハ.	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20日目に当たる日以降に解除する場合（二に掲げる場合を除く。）	旅行代金の80%以内
	二.	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 3日目に当たる日以降の解除、又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
-4	旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）		
	イ.	日程に含まれるクルーズに係る取消料規定の取消料収受期間の起算日であるクルーズ開始日を旅行開始日と読み替えた期間内に解除する場合（ロに掲げる場合を除く。）	[1] クルーズ中の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数（航空機内のものを除く。[2]において同じ。）の50%以上のもの 当該期間に対応するクルーズの取消料収受期間の区分に適用される取消料率の2分の1に相当する率以内 [2] クルーズ中の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数の50%未満のもの 当該期間に対応するクルーズの取消料収受期間の区分に適用される取消料率の4分の1に相当する率以内
	ロ.	旅行開始後の解除、又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
-5	本邦出国時、及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約		当該船舶に係る取消料の規定によります。

注「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、及び7月20日から8月31日までをいいます。

- 備考（1）取消料の金額は、契約書面に明示します。
- （2）本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。
- （3）第2項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。

別表第2 変更補償金（第29条第1項関係）

変更補償金の支払いが必要となる変更		1件あたりの率（%）	
		旅行開始前	旅行開始後
1	契約書面に記載した旅行開始日、又は旅行終了日の変更	1.5	3

2	契約書面に記載した入場する観光地、又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行目的地の変更	1	2
3	契約書面に記載した運送機関の等級、又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級、及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級、及び設備のそれを下回った場合に限りです。）	1	2
4	契約書面に記載した運送機関の種類、又は会社名の変更	1	2
5	契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港、又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1	2
6	契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便、又は経由便への変更	1	2
7	契約書面に記載した宿泊機関の種類、又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1	2
8	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更	1	2
9	前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5

- 注1．「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- 注2．確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間、又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- 注3．第3号、又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- 注4．第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級、又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5．第4号、又は第7号、若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等、又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等、又は1泊につき1件として取り扱います。
- 注6．第7号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のホームページで閲覧に供しているリストによります。
- 注7．第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

2016年7月1日作成

旅行条件書

ご旅行条件書：（募集型企画旅行） ご旅行前に必ずご一読ください。

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」および同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社 阪急交通社〔観光庁長官登録旅行業第 1847 号〕（以下「当社」といいます。）が、企画・募集し、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、旅行パンフレット、ホームページ、本ご旅行条件書、ご出発までのご案内、渡航手続関係書類、ご案内とご注意、その他の案内書類（以下これらを総称して「パンフレットなど」といいます。）、出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

2. 旅行の申し込みと契約の成立

- (1) 当社または当社の受託営業所にて（以下「当社」といいます）パンフレットなどに記載した申込金（旅行代金の全額または一部）を添えてお申し込みください。申込金は、旅行代金、取消料または違約料のそれぞれ一部または全部として取り扱います。旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。「振り込み」の場合はお客様の振り込み手続きが完了した時点、「ゆうちょ銀行口座自動引き落とし」の場合は引き落としがされた時点で成立します。また、特定コースおよびポイント等を使用する場合につきましては、別途パンフレットなどに定めるところによります。なお、当社業務の都合上、所定の書面・画面に必要事項をご記入いただく場合がございます。
- (2) 当社は、電話、郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、旅行契約は予約の時点では成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した後、当該通知に記載されている期日までに申込金（旅行代金の全額または一部）を受領した時に成立するものとします。この期間内に申込金（旅行代金の全額または一部）を提出されない場合は、予約はなかったものとして取り扱う場合があります。
- (3) 当社は、同一コースにおいて、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (4) 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。契約責任者は、第 26 項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (6) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

3. 申し込み条件

- (1) 2 名様以上でお申し込みください。ただし、日帰り旅行・夜行バス利用コースおよび一部のコースは除きます。
- (2) お申し込み時点で未成年の方は、当社が別途定めた条件に該当する場合を除き、親権者の同意書が必要となります。また、旅行開始時点で 15 歳未満の方は保護者の同行が必要です。さらに、未成年者同士のお申し込み・参加につきましてはお断りする場合があります。
- (3) 特別の条件を定めた旅行については性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

(4)心身に障がいのある方（耳の不自由な方、目の不自由な方、歩行が不自由な方、補助犬をお連れの方など）、現在健康を損なわれている方（血圧異常、心臓病、慢性疾患、食物アレルギー、動物アレルギーなど）、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、その他特別な配慮が必要される方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。お客様の状況及び旅行中に必要とされる措置については、あらためて当社よりお伺いさせていただきます。（旅行契約の成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）。

なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。当社は現地事情や利用機関などの状況を踏まえて旅行が安全かつ円滑に実施するために、介助される方又は同伴される方の同行、公的機関や利用機関の求めによる医師の診断書や所定の書類の提出、コースの一部について内容を変更することなどを条件とさせていただく場合があります。

また、お客様からお申し出いただいた措置について手配ができない場合は、旅行契約のお申し込みをお断りする、あるいは旅行契約を解除させていただく場合があります。

また、現地事情や公的機関、利用機関の状況により、旅行契約のお申し込みをお断りする、あるいは旅行契約を解除させていただく場合があります。

(5)お客様がご旅行中に疾病、傷病その他の事由により、医師の診断または加療が必要と当社が判断する場合は、当社は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

(6)お客様のご都合による別行動はできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。また、お客様のご都合により旅行の行程から離団される場合は、事前にその旨および復帰の有無について必ず当社、添乗員もしくは現地係員にご連絡いただきます。

(7)お客様がホテル、観光地等において指定された集合場所、集合時間に無連絡で集合せず、搜索する事態が生じた場合、当社は安全確保の観点から、ご同行者の有無にかかわらず、搜索活動の為各関係機関に必要な措置をとる場合があります。その場合、搜索にかかる経費はお客様負担となります。

(8)お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

(9)お客様が下記の①～③の何れかに該当した場合は、お申し込みをお断りする場合があります。

- ①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- ②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
- ③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

(10)キャンセル待ちの取扱いについての特約

当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合に、お客様の希望により、お客様と特約を結んで当社らがお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下、「キャンセル待ちの取扱い」といいます。）をすることがあります。

- ①お客様がキャンセル待ちの取扱いを希望する場合、当社は、お客様が当社らからの回答をお待ちいただける期間について、確認したうえで申込書と申込金相当額を申し受けます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。なお、当社業務の都合上、所定の書面・画面に必要な事項をご記入いただく場合がございます。

- ②当社は、①の申込金相当額を預り金として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
- ③旅行契約は、当社らが②により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社らがお客様に発した時（ただし、この通知がEメール等の電子承諾通知の方法によって行われた場合は、お客様に到達した時）に成立するものとします。
- ④当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- ⑤当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間内で当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からキャンセル待ちの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのキャンセル待ちの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいたしません。

(11)その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断わりすることがあります。

4.旅行契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)当社は、お客様からの旅行お申し込み後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。既にお申し込み時点でこれらをお渡ししている場合はこの限りではありません。契約書面は、本ご旅行条件書1項(3)に記載の「パンフレットなど」により構成されます。当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲はパンフレットなどに記載するところによります。
- (2)本項(1)のパンフレットなどをお渡し後、当社は確定した集合場所等の旅行日程、利用運送機関および宿泊機関等が記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しします。（当社は旅行開始日の5日前頃にはお渡しできるよう努力いたします。）ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降の場合には、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。また、日帰り、1泊コースの一部では本項(1)のパンフレットなどに最終旅行日程表が併記されている場合があります。なお、最終旅行日程表のお渡し前であっても、お客様からのお問い合わせがあった場合には、当社は手配状況についてご説明いたします。

5.旅行代金のお支払い

- (1)旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお支払いいただきます。それ以降のお申し込みの場合は、当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

6.旅行代金の適用

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方は、おとな代金、満6歳以上12歳未満の方は、子供旅行代金となります。また、航空機利用コースの満3歳以上6歳未満の方は、幼児旅行代金となります。いずれも旅行開始日当日を基準とします。
- (2)旅行代金は、各コースごとに表示してあります。出発日とご利用人数でご確認ください。

7.お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告またはパンフレットなどに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第13項(1)の[1]「取消料」、第14項(1)の[1]「違約料」および第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

8.旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に記載した航空機、船舶、鉄道、バス等利用運送機関の運賃・料金（等級の選択できるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットなどに明示してあります）。
 - (2)旅行日程に記載した宿泊料金および税・サービス料金
 - (3)旅行日程に記載した食事料金および税・サービス料金
 - (4)旅行日程に記載した観光料金
 - (5)添乗員付きコースの場合は、添乗員が同行するために必要な諸費用
- 上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても、原則として払い戻しはいたしません。

9.旅行代金に含まれないもの

前第 8 項に記載したもの以外は、旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。

- (1)超過手荷物料金（各種運送機関で定めた重量・容量・個数を超えるもの）
- (2)クリーニング料金、電報・電話料、追加飲食等個人的性質の諸費用およびこれに係る税・サービス料金
- (3)ご希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の料金
- (4)ご自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、および旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- (5)空港旅客施設使用料
- (6)傷害・疾病に関する医療費等
- (7)国内旅行傷害保険（任意保険）
- (8)施設等が運行する送迎サービスにかかる費用
- (9)運送機関が課す付加運賃・料金（燃油サーチャージなど）
- (10)特別な配慮が必要な場合に講じた措置に要する費用

10.旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。

ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

11.旅行代金の変更

当社は旅行締結後には、次の場合を除き旅行代金および追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前にお客様に通知します。
- (2)前第 10 項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (3)前第 10 項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対するの取消料、違約料その他既に支払い、又これから支払うべき費用を含む。）が減少または増加したときは、サービ

スの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更（オーバーブッキング）の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

- (4)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増える旨をパンフレットなどに記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレットなどに記載した範囲内で旅行代金を変更します。

12.お客様の交替

- (1)お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ、所定の金額の手数料をお支払いいただきます。なお、当社業務の都合上、所定の書面・画面に必要事項をご記入いただく場合がございます。
- (2)旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利および義務を継承するものとします。
- (3)当社は、旅行サービス提供機関への旅行者名の登録等の事由により交替を承諾できない場合があります。この場合、契約者であるお客様は次項により旅行契約を解除し、契約上の地位を譲受されようとしたお客様は、本条件書の定めるところにより、当社と新たに旅行契約を締結していただきます。
- (4)国内旅行傷害保険は、別途、保険契約が必要です。

13.旅行契約の解除・払い戻し

(1)旅行開始前の解除の場合

- [1]お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、下表でいう「旅行契約の解除期日」とは、当社らの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただき、確認したときを基準とします。

旅行契約の解除期日		取 消 料	
(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって)		宿泊付旅行	日帰り旅行
[1]	21 日目に当たる日以前の解除	無 料	無 料
[2]	20 日目に当たる日以降の解除（[3]～[7]を除く）	旅行代金の 20%	無 料
[3]	10 日目に当たる日以降の解除（[4]～[7]を除く）	旅行代金の 20%	旅行代金の 20%
[4]	7 日目に当たる日以降の解除（[5]～[7]を除く）	旅行代金の 30%	旅行代金の 30%
[5]	旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%	旅行代金の 40%
[6]	旅行開始日当日の解除（[7]を除く）	旅行代金の 50%	旅行代金の 50%
[7]	無連絡不参加または旅行開始後の解除	旅行代金の 100%	旅行代金の 100%

「旅行開始後」とは、特別補償規程に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます

「旅行開始後」の一例

*添乗員、当社社員、受付要員が受付を行う場合はその受付完了時

*当社が受付を行わず、お客様が航空券をお持ちの場合は、お客様のみが入場できる飛行場内における手荷物の検査等の完了時

* 貸切船舶の利用または LCC を含む航空会社の個人向け正規割引運賃を利用する旅行契約の場合は、別途お渡しする取消料規定（パンフレットなどに明記する場合を含みます）によります。

[2] お客様は、次に掲げる場合において、第 13 項(1)[1]の規定に係わらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

この場合、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

- (a) 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が、第 23 項の別表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りします。
- (b) 第 11 項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- (c) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の事由が生じた場合に、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (d) 当社がお客様に対して、第 4 項に定める期日までに最終旅行日程表を交付しなかったとき。
- (e) 当社の責に帰すべき事由によりパンフレットなどに記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

[3] 当社は、本項(1)の[1]により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金から所定の取消料を差し引いた額を払い戻します。

[4] お客様の任意で旅行サービスの一部を受領しなかったとき、または、途中離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

[5] 旅行契約の成立後にコースまたは、出発日を変更された場合も上記の取消料の対象となります。

(2) 旅行開始後の解除の場合

[1] お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領しなかったとき、または、途中離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、当社は、一切の払い戻しをいたしません。

[2] お客様の責に帰さない事由により、パンフレットなどに記載した旅行サービスを受領できなくなったとき、または、当社がその旨を告げたときは、お客様は、取消料を支払うことなく当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち、当該受領することができなくなった部分に係る金額を払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合は、当該金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他を既に支払い、又これから支払うべき費用に係わる金額を差し引いたものを払い戻します。

14. 当社による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前の場合

[1] お客様が第 5 項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、旅行契約を解除することがありますがこの場合、第 13 項(1)の[1]に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

[2] 次の各 a)～h)に該当するときは、当社は旅行契約を解除することがあります。

- (a) お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- (b) お客様が病気、或いは必要な介助者の不在等の第 3 項(4)に記載した事由を含むその他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- (c) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (d) お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (e) お客様が第 3 項第 9 号①～③の何れかに該当することが判明した時
- (f) お客様の数がパンフレットなどに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目（日帰り旅行は 3 日目）に当たる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。
- (g) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

- (h)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットなどに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、また不可能となるおそれが極めて大きいとき。

[3]当社は、本項(1)の[2]により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金全額を払い戻します。

(2)旅行開始後の場合

[1]旅行開始後であっても、当社は、次に掲げる場合においては、お客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

- (a)お客様が病気、或いは必要な介助者の不在等の第3項(4)に記載した事由を含むその他の事由により、旅行の継続が耐えられないと認められるとき。
- (b)お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等や、これらの者または同行するほかの旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- (c)お客様が第3項第9号①～③の何れかに該当することが判明した時
- (d)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

[2]解除の効果および払い戻し

当社が本項(2)の[1]により旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。お客様が既に受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。この場合において、当社は、旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、または、これから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いた額を払い戻します。

[3]当社は、本項(2)の[1]a、d)により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が出発地へ戻るために必要な手配をします。
なお、これに要する一切の費用は、お客様の負担とします。

15.旅行代金の払い戻し

- (1)当社は、第11項(1)、(2)、(4)の規定により旅行代金を減額した場合、または第13項および第14項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては、解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2)本項(1)の規定は、第19項（当社の責任）または第21項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

16.旅程管理

当社は、次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力します。

ただし、当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1)お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
- (2)本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めます。

- (3)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

17.当社の指示

お客様は、旅行開始後、旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

18.添乗員等

- (1)添乗員の同行の有無は、パンフレットなどに明示します。
- (2)添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、現地添乗員の同行する旅行にあっては現地添乗員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
- (3)添乗員の業務は、原則として、8時から20時までとします。
- (4)添乗員が同行しないコースはお客様が旅行サービスを受けるために必要なクーポン券をお渡ししますので、ご旅行の手続きはお客様ご自身にて行っていただきます。
- (5)現地添乗員が同行しない区間において、悪天候等によって旅行サービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配および必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。
- (6)一部のコースにおいては、バスガイドとして乗務経験が豊富で、旅程管理業務を行う主任者（添乗員）の資格を有したスタッフが添乗員兼バスガイドとして同行する場合があります。

19.当社の責任および免責事項

- (1)当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させる者（以下「手配代行者」といいます。）の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。
- (2)本項(1)の規定は、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りします。
- (3)お客様が次に例示するような当社または当社の手配代行者が管理できない事由により損害を被られたときは、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社または当社の手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。
- ア.天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - イ.運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、または、これらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ウ.官公署の命令、伝染病による隔離、または、これらによって生じる旅行日程の変更、中止。
 - エ.自由行動中の事故。
 - オ.食中毒。
 - カ.盗難。
 - キ.運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更等、または、これらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮。
 - ク.運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害

- (4)手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の翌日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。ただし、損害額の如何にかかわらず、当社の賠償額はお一人様あたり最高 15 万円まで（当社に故意または重過失がある場合を除く。）とします。

20.特別補償

- (1)当社は、前項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、お客様が本企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被られたときは、旅行業約款「特別補償規程」により、死亡補償金・後遺障害補償金(限度額)として 1,500 万円、入院見舞金として入院日数により 2 万円～20 万円または通院見舞金として通院日数（3 日以上）により 1 万円～5 万円のいずれかの高い方の金額、携行品に対する損害につきましては損害賠償金(15 万円を限度)(ただし、1 個または 1 対についての補償限度は 10 万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨明示した場合に限り、「当該旅行参加中」とはいたしません。また、現金、クレジットカード、貴重品、薬品・化粧品・食料品等の消耗品、撮影済みのフィルム、記録媒体に書かれた原稿等の補償はしません。

※事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救済者費用等は一切適用されません。

- (2)お客様が、旅行中に被られた損害が、お客様の故意、故意の法令違反・法令に違反するサービスの提供の受領、酒酔い運転、疾病、妊娠、出産、早産、流産等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合の、自由行動中の山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロクラフト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときおよび地震、噴火または津波そしてその事由に随伴して生じた事故・秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、これらの運動が、旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3)当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

21.お客様の責任

- (1)お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行約款の規定を守らなかったことにより、当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、パンフレットなどに記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後に、パンフレットなどに記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに添乗員、現地ガイド、現地手配会社、当該旅行サービス提供機関等何れかにその旨を申し出なければなりません。

22.オプションツアー

- (1)当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する小旅行（以下「オプションツアー」といいます。）のうち、当社が企画・実施するオプションツアーに対する第 20 項の特別補償の適用については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。

(2)当社以外の者が企画・実施するオプションツアーに参加された場合、当社は第 20 項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

23.旅程保証

(1)当社は、下表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次の[1]～[3]を除き、旅行代金に下表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。ただし、当該変更については、当社に第 19 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部、または、一部として支払います。

[1]次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足（オーバーブッキング）が発生したことによる変更の場合は、変更補償金を支払います。

- ア.旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変。
- イ.戦乱。
- ウ.暴動
- エ.官公署の命令。
- オ.欠航、不通、休業等による運送・宿泊機関等のサービス提供の中止。
- カ.遅延、不通、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供。
- キ.旅行参加者の生命、または、身体 の安全確保のため必要な措置。

[2]第 13 項および第 14 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

[3]パンフレットなどに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金は、旅行代金に 15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が、1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更		1 件当たりの率（％）	
		旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
[1]	パンフレットなどに記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
[2]	パンフレットなどに記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
[3]	パンフレットなどに記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限りま す。)	1.0%	2.0%
[4]	パンフレットなどに記載した運送機関の種類または会社名の	1.0%	2.0%

	変更		
[5]	パンフレットなどに記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
[6]	パンフレットなどに記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更（海外旅行のみ）	1.0%	2.0%
[7]	パンフレットなどに記載した宿泊機関の種類または名称の変更(変更後の宿泊機関の等級がパンフレットなどに記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます)	1.0%	2.0%
[8]	パンフレットなどに記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
[9]	上記の[1]～[8]に掲げる変更のうちパンフレットなどのツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

1:最終旅行日程表が交付された場合には「パンフレットなど」とあるのを「最終旅行日程表」と読み替えたうえで、この表を適用します。この場合において、パンフレットなどの記載内容と最終旅行日程表の記載内容との間または最終旅行日程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更1件として取り扱います。

2:第[3]号または第[4]号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件とし取り扱います。

3:第[4]号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

4:第[4]号または第[7]号もしくは第[8]号に掲げる変更が1乗車船等または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等または1泊につき1件として取り扱います。

5:第[7]号の宿泊機関の等級は旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリストもしくは当社ホームページで閲覧できるリストによります。

6:第[9]号に掲げる変更については、第[1]号～第[8]号の率を適用せず、第[9]号の料率を適用します。

7:1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

(3)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替えて、同等価値以上の物品・サービスの提供をする場合があります。

(4)当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は、当該変更に係わる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害補償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金とを相殺した残額を支払います。

24.旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件と旅行代金の基準日は、別途お渡しするパンフレットなどに明示した日となります。

25.事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。

(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

26.個人情報の取り扱いについて

当社の個人情報保護方針及び個人情報のお取り扱いにつき同意をいただいたうえで、お申し込みください。なお、お客様の個人情報については、お客様との連絡に利用させていただくほか、旅行手配やその他の手続きに必要な範囲内で運送機関・宿泊機関および保険会社、土産店等に提供します。また、当社商品をご案内するために利用させていただきます。

団体・グループを構成する旅行者の代表（契約責任者）のお客様は、個人情報の第三者提供が行われることについて、構成員（同行者）本人の同意を得るものとします。

当社の個人情報保護方針及び個人情報のお取り扱いについては[こちら](#)をご参照下さい。

27.その他

- (1)お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。
- (2)お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しては、お客様ご自身の責任で購入していただきます。
- (3)当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4)当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更に よりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、当社は第 19 項(1)並びに第 23 項(1)の責任を負いません。
- (5)この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社へご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページからもご覧になれます。

2019 年 2 月 1 日作成

取消料

取消日		取消料
旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	15 日前まで	無料
	14 日～8 日前まで	旅行代金の 20%
	7 日～2 日前まで	旅行代金の 30%
前日		旅行代金の 40%
当日		旅行代金の 50%
旅行開始後の解除または無連絡不泊		旅行代金の 100%

* ご宿泊当日 15:00 までに、宿泊施設に取消の連絡がない場合は、無連絡不参加として取扱い、100%の取消料を申し受けます。

お問い合わせ先

(株) 阪急交通社 法人団体営業本部 東日本営業部 教育旅行課
日本総合健診医学会第 48 回大会 宿泊受付 係
〒153-8589 東京都目黒区青葉台 3-6-28
住友不動産青葉台タワー8F
TEL : 03-6745-7310 (教育旅行課直通)
FAX : 03-6745-7371
e-mail : jhep48_hotel@hei.hankyu.co.jp
営業時間 9 : 30 ~ 18 : 00 (土・日・祝祭日休業)
総合旅行業務取扱管理者 濱崎 和則

旅行企画・実施

株式会社阪急交通社

観光庁長官登録旅行業第 1847 号

一般社団法人日本旅行業協会保証会員